

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告 示

- 都市計画の変更(六件).....
- .....(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・市街地整備部企画課).....一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件).....
- .....(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....三
- 宅地建物取引業法による行政処分.....
- .....(都市整備局住宅政策推進部不動産課).....三
- 建築基準法による道路位置の指定.....
- .....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件).....
- .....(環境局環境改善部化学物質対策課).....四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件).....
- .....(同).....八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(四件).....
- .....(同).....一〇
- 公有水面埋立ての免許出願.....
- .....(港湾局離島港湾部管理課).....一四
- 告 示(選)
- 政治団体の届出.....
- .....一五
- 政治団体の届出事項の異動の届出.....
- .....一七

- 政治団体の解散の届出.....一〇
- 資金管理団体の指定の届出.....三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出.....三
- 資金管理団体の取消しの届出.....三
- 告 示(海区漁網)
- 東京海区におけるうみがめの採捕の制限.....四

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....
- .....(生活文化局都民生活部管理法人課).....四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請.....
- .....(同).....五
- 開発行為に関する工事完了(二件).....
- .....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課).....六
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出.....
- .....(産業労働局商工部地域産業振興課).....六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....
- .....(同).....六
- 土地収用法による収用の裁決手続開始(二件).....
- .....(東京都収用委員会).....八

### 告 示

●東京都告示第三百三十九号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

#### 八王子都市計画 区域区分

##### 市街化区域

追加する部分

八王子市戸吹町、宮下町、加住町、川口町、下恩方町、西寺方町、平町、小宮町、高尾町、館町、南浅川町、長沼町、片倉町、東中野、狭間町、南陽台、下柚木及び越野各地内

削除する部分

八王子市宮下町、川口町、下恩方町、西寺方町、平町、丸山町、廿里町、高尾町、館町、南浅川町、長沼町、片倉町及び東中野各地内

##### 市街化調整区 域

追加する部分

八王子市宮下町、川口町、下恩方町、西寺方町、平町、丸山町、廿里町、高尾町、館町、南浅川町、長沼町、片倉町及び東中野各地内

削除する部分

八王子市戸吹町、宮下町、加住町、川口町、下恩方町、西寺方町、平町、小宮町、高尾町、館町、南浅川町、長沼町、片倉町、東中野、狭間町、南陽台、下柚木及び越野各地内

#### 二 関係図書 の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
 十一階北側)

#### ●東京都告示第三百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項

(四) 免許証番号 東京都知事(1)九五〇六四号  
(五) 免許年月日 平成二十五年二月十五日

二 処分年月日 平成二十九年二月二十三日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第三百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年二月二日	国立市大字谷保字出井崎千五百五十三番一から同番四まで、同番七、千五百四十七番二及び同番五の各一部	延長 三三・一六 幅員 八・一五 四・五〇
----------------------	------------	--	-----------------------------

●東京都告示第三百四十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

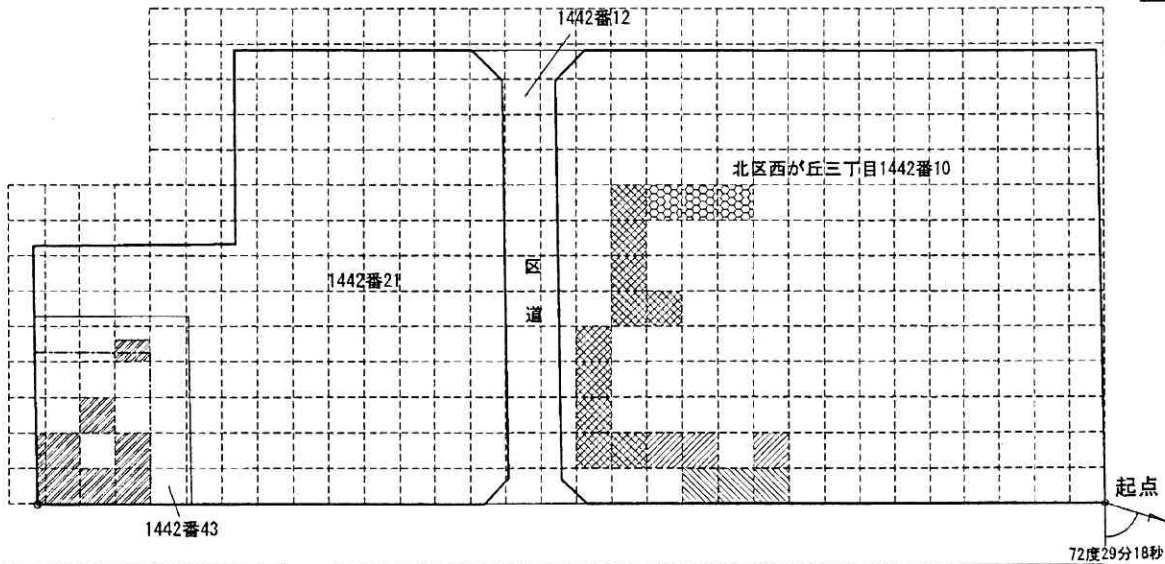
平成二十九年三月六日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区西が丘三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】  
 起点は、北区西が丘三丁目1442番10の最北端とする。

【格子の回転角度(72度29分18秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西南方及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

——— 調査対象地境界線		形質変更時要届出区域(この告示により指定する区域)
- - - - 単位区画境界線		要措置区域(平成28年東京都告示第1399号により指定した区域)
——— 番境界線		要措置区域(平成27年東京都告示第80号により指定した区域)
——— 敷地境界線		要措置区域(平成26年東京都告示第917号により指定した区域)
		要措置区域(平成25年東京都告示第867号により指定した区域)

●東京都告示第三百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区港南一丁目地内及び二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。